

令和5年9月28日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

# 産業労働常任委員会報告資料

産業労働局

## 目 次

ページ

I	新たな総合計画骨子（案）について .....	1
II	「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020-22年度評価報告書(案)」について .....	6
III	最近の経済動向及び雇用情勢について .....	9
IV	神奈川版ライドシェア（案）の検討について .....	15
V	次期企業誘致施策について .....	17
VI	神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画の見直しについて .....	22
VII	神奈川県商店街活性化条例の見直しについて .....	25
VIII	「中小企業制度融資」について .....	26
IX	神奈川県職業能力開発計画の取組について .....	29

## I 新たな総合計画骨子（案）について

### (1) 趣旨

- ・ 2040年頃には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、神奈川の高齢者数と高齢化率は共にピークを迎え、さらには神奈川の総人口は900万人を下回り、これまで見据えてきた課題がより一層鮮明化していくことが予測される。将来の不確実性が高まる中、社会に潜在する課題をあらかじめ浮き彫りにしていくことが重要である。そのためにも、できる限り将来の展望や課題を明らかにし、長期的なビジョンを県民と共有する必要がある。
- ・ こうしたことから、これまで掲げてきた「いのち輝くマグネット神奈川」の理念を継承し、2025年よりもさらに先を見据えて「基本構想」を見直すとともに、政策を着実に実行するための新たな「実施計画」を策定することとし、新たな総合計画骨子（案）を作成した。

### (2) 経緯

- ・ 令和5年7月「新たな総合計画の策定基本方針」を策定した。
- ・ 令和5年7月12日から8月15日まで、新たな総合計画に対する意見募集等を行った。
- ・ 令和5年8月30日に開催した神奈川県総合計画審議会で、新たな総合計画骨子（案）について審議し、了承された。

### (3) 「基本構想」骨子（案）の概要

本計画は、神奈川県自治基本条例第20条に規定する「総合計画」として、県政運営の総合的・基本的指針を示すもの。なお、「基本目標」及び「政策の基本方向」は、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例により県議会の議決対象となっている。

#### ア 計画の構成

策定に当たって
---------

第1章 基本目標（議決対象）
----------------

1 目標年次
--------

2040（令和22）年
-------------

2 基本理念
--------

「いのち輝くマグネット神奈川」を実現する
----------------------

### 3 神奈川の将来像

- (1) 誰もが安心してくらせる やさしい神奈川
- (2) 誰もが自らの力を発揮して活躍できる神奈川
- (3) 変化に対応し 持続的に発展する神奈川

## 第2章 政策の基本方向（議決対象）

### 1 政策展開の基本的視点

- (1) 将来に希望の持てる社会をつくります
- (2) 国内外から選ばれ、持続的に発展する都市をつくります
- (3) 地球規模の課題に対して役割を果たします
- (4) 誰もが自分らしく生きられる社会をつくります
- (5) 安全・安心で持続可能な社会をつくります
- (6) 多様な担い手との協働・連携を強化します
- (7) 市町村との協調・連携のもと、広域自治体の責任と役割を果たします

### 2 政策分野別の基本方向

- ・ 子ども・若者・教育
- ・ 健康・福祉
- ・ 産業・労働
- ・ 環境・エネルギー
- ・ 共生・県民生活
- ・ 危機管理・くらしの安心
- ・ 県土・まちづくり

### 3 地域づくりの基本方向

- (1) 基本的考え方
- (2) 地域政策圏
  - ・ 川崎・横浜地域圏
  - ・ 三浦半島地域圏
  - ・ 県央地域圏
  - ・ 湘南地域圏
  - ・ 県西地域圏

## 第3章 基本構想の見直し

### (4) 「実施計画」骨子（案）の概要

県の重点施策を分野横断的に取りまとめ、ねらいや具体的な取組などを示す「プロジェクト」、県の政策の全体像を総合的・包括的に示す「主要施策」などで構成する。

#### ア 計画期間

2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4年間

## イ 計画の構成

### 1 策定に当たって

### 2 めざすべき4年後の姿

「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」

### 3 プロジェクト

#### テーマⅠ 希望の持てる神奈川

##### P J 1 子ども・若者

～子ども・若者が明るい未来を描けるかながわ～

##### P J 2 教育

～変化の激しい社会に適應できる柔軟で自立した人材の育成～

##### P J 3 未病・健康長寿

～未病改善や医療・介護の充実による生き生きとくらす社会～

##### P J 4 文化・スポーツ

～心身ともに健康で豊かな生活と活力ある地域社会～

##### P J 5 観光・地域活性化

～かながわの地域資源を生かした魅力的な地域づくり～

#### テーマⅡ 持続的に発展する神奈川

##### P J 6 経済・労働

～県内産業の活性化と多様な人材の活躍促進～

##### P J 7 農林水産

～地産地消の推進による持続可能な農林水産業の実現～

##### P J 8 脱炭素・環境

～未来のいのちや環境を守る脱炭素社会の実現をめざして～

#### テーマⅢ 自分らしく生きられる神奈川

##### P J 9 生活困窮

～誰もが自分らしく夢や希望を持つことができる地域づくり～

##### P J 10 共生社会

～障がい、国籍、性別によらない、ともに生きる社会の実現～

#### テーマⅣ 安心してくらす神奈川

##### P J 11 暮らしの安心

～暮らしや経済活動を取りまく脅威から県民を守る～

##### P J 12 危機管理

～災害に強いかながわをめざして～

## テーマⅤ 神奈川を支える基盤づくり

### P J 13 都市基盤

～持続可能な県土の形成をめざして～

#### 4 神奈川の戦略

- (1) ヘルスケア・ニューフロンティアの推進
- (2) 輝き続ける人生100歳時代の実現
- (3) ロボット共生社会の実現
- (4) 共生共創事業の推進
- (5) グローバル戦略の推進

#### 5 主要施策

政策分野別の体系

- |             |                |
|-------------|----------------|
| I 子ども・若者・教育 | V 共生・県民生活      |
| II 健康・福祉    | VI 危機管理・くらしの安心 |
| III 産業・労働   | VII 県土・まちづくり   |
| IV 環境・エネルギー |                |

#### 6 計画推進

- (1) 計画推進のための行政運営
- (2) 計画の進行管理
- (3) 個別計画・指針

#### (5) 県民意見募集等

##### ア 実施期間

令和5年7月12日～令和5年8月15日

##### イ 実施方法

- ・ 県民参加リーフレットの配架（県機関・市町村・高校・大学など）、イベント・会議等で配布
- ・ 県のたより、ホームページ、SNSで情報発信
- ・ かながわハイスクール議会2023で説明
- ・ 市長会議・町村長会議、地域別首長懇談会での意見交換
- ・ 県内全市町村に対し、文書による意見照会を実施
- ・ 「当事者目線の障害福祉」をテーマとした知事と当事者とのオンライン対話を開催

##### ウ 意見数

387件（うち県民347件、市町村40件）

(7) 分野別の件数

分野	件数	分野	件数
子ども・若者・教育	90件	共生・県民生活	64件
健康・福祉	26件	危機管理・くらしの安心	21件
産業・労働	31件	県土・まちづくり	34件
環境・エネルギー	69件	計画全般（その他）	52件
合 計			387件

(イ) 主な意見

- ・ 安心して子育てできる環境をつくる必要がある。（男性・40代）
- ・ 学校現場の働き方改革を推進する必要がある。（男性・40代）
- ・ 少子化対策として出産できる病院が必要である。（女性・30代）
- ・ 企業誘致に注力する必要がある。（男性・20代）
- ・ 脱炭素を徹底している社会は地域の価値となる。（女性・30代）
- ・ スポーツの持つ効果の理解、実践を促すべき。（男性・40代）
- ・ 防災準備を促す必要がある。（女性・10代以下）
- ・ 空き家対策を市町村と連携する必要がある。（女性・40代）
- ・ 縮小した社会を前提に物事を進める必要がある。（男性・20代）

(ウ) 意見への対応

今後、素案（案）の作成過程で、整理する。

(6) 今後の予定

- 令和5年10月 県民意見募集の実施  
12月 第3回県議会定例会へ「基本構想」素案（案）、  
「実施計画」素案（案）の報告、県民意見募集の実施  
令和6年2月 第1回県議会定例会へ「基本構想」議案の提出、  
「実施計画」（案）の報告  
3月 「基本構想」及び「実施計画」の決定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料1 新たな総合計画「基本構想」骨子（案）
- ・ 参考資料2 新たな総合計画「実施計画」骨子（案）
- ・ 参考資料3 神奈川の将来人口推計
- ・ 参考資料4 県民参加リーフレット「新たな総合計画骨子（概要版）」
- ・ 参考資料5 県民意見募集の概要

## Ⅱ 「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020-22年度評価報告書（案）」について

### (1) 趣旨

令和2年3月に策定した「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期県総合戦略」という。）の令和2年度から令和4年度の3年間の主な取組みの進捗状況を取りまとめ、総括的な評価を行い、「2020-22年度評価報告書（案）」を作成した。

### (2) 評価方法

- ・ 令和4年12月に国が「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「国総合戦略」という。）を新たに策定したことを踏まえ、第2期県総合戦略の見直しを行うことから、第2期県総合戦略のこれまでの進捗状況を振り返り、3年間の総括的な評価を実施した。
- ・ 令和4年度も、令和2年度及び令和3年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響が続いたことから、従来の4段階評価（「順調」「概ね順調」「やや遅れ」「遅れ」）を行わないなど、2020年度評価報告書及び2021年度評価報告書と同様の評価方法とした。

### (3) 経過

- ・ 令和5年6～7月、第2期県総合戦略を構成する4つの基本目標の実現に向けた施策の最小単位である「小柱」ごとに、令和2年度から令和4年度における主な取組みとKPI（重要業績評価指標）の進捗状況を庁内で取りまとめた。
- ・ 令和5年8月、「神奈川県地方創生推進会議 総合戦略推進評価部会」（以下「評価部会」という。）を開催し、第三者評価を実施した。

### (4) 評価部会からの評価と主な意見

これまでの3年間の県の地方創生の進捗状況に対する評価や、今後の県の取組みについて意見を聴取した。

#### ア 総合戦略全体

- ・ 2020年度から2022年度の3年間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いたことから、当初の計画通り実行できなかった取組みもあるが、県民の命や生活を守るため、医療提供体制の維持や県内経済の安定に向けた対応に全庁を挙げて注力しつつ、コロナ禍で

顕在化した課題に対処したほか、デジタルを活用して事業実施の機会を確保するなど、地方創生の推進に一定の成果を上げたものと評価する。

- ・ 今後は、コロナ禍で顕在化した社会課題や発展した取組みを振り返りつつ、地方創生の取組みを、デジタルの力も活用しながらより一層推進していくことが望まれる。

#### **イ 基本目標 1【経済のエンジンを回して魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける神奈川を創る】**

- ・ 起業支援策については、起業前後のフォローアップのほか、起業という選択肢の若者への啓発を積極的に行うことが必要である。
- ・ 企業誘致について、合理化・効率化された産業も入ってくるが、雇用の維持について留意することも必要である。

#### **ウ 基本目標 2【国内外から神奈川へ新しいひとの流れをつくる】**

- ・ 多様なテーマに沿って県内の周遊を促すツーリズムの推進について、県内を訪れる外国人旅行者に対して、横浜、鎌倉、箱根だけでなく、県内の他地域へ周遊するような仕組みづくりが必要である。
- ・ 移住者を引き寄せ、定着させるためには、地域の魅力を見える化し、キーパーソンとなり得る移住者を巻き込んだ取組みを行うことが必要である。

#### **エ 基本目標 3【若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる】**

- ・ 妊娠・出産を支える社会環境の整備について、産むことに対する不安を軽減させるためにも、安心して子どもを産むことができる環境をつくっていくことが必要である。
- ・ 子ども食堂などの県内における子どもの居場所の紹介の取組みについて、居場所を必要とする子どもがそのような居場所を知るための術を用意することが必要である。

#### **オ 基本目標 4【活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める】**

- ・ 東京2020大会のレガシーについて、スポーツをすることに向けた取組みだけでなく、スポーツを見て楽しむ取組みやスポーツイベントを裏方で支える取組みも推進していくことが必要である。
- ・ 障がい者の社会参加の促進について、農福連携の取組みに加え、働く場所に行くことができない人が就業できるように分身ロボット等を活用する取組みも必要である。

(5) 第2期県総合戦略の見直しについて

- ・ 国総合戦略において「デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化」とされていることを踏まえ、県総合戦略にもデジタルを活用した取組やK P Iを各基本目標の施策に位置付ける見直しを行う。
- ・ 県総合戦略の見直しに当たっては、国総合戦略、「2020-22年度評価報告書（案）」を踏まえるほか、現在策定を進めている「新たな総合計画」とも連携し、県民、県議会、市町村等の意見を踏まえ、令和6年3月に新たな県総合戦略を策定する。

(6) 今後の予定

ア 「2020-22年度評価報告書」の作成

令和5年11月 神奈川県地方創生推進会議で議論  
12月 「2020-22年度評価報告書」公表

イ 第2期県総合戦略の見直し

令和5年10月 「新たな県総合戦略（素案）」取りまとめ  
11月 神奈川県地方創生推進会議で議論  
12月 第3回県議会定例会に報告  
市町村への説明及び意見交換を実施  
県民意見募集を実施  
令和6年1月 「新たな県総合戦略（案）」取りまとめ  
神奈川県地方創生推進会議で議論  
2月 第1回県議会定例会に報告  
3月 「新たな県総合戦略」策定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料6 「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2020-22年度評価報告書（案）」

### Ⅲ 最近の経済動向及び雇用情勢について

#### 1 概況

##### (1) 全国

月例経済報告（内閣府） 令和5年9月26日発表

景気は、緩やかに回復している。

- ・個人消費は、持ち直している。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。
- ・生産は、持ち直しの兆しがみられる。
- ・企業収益は、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直している。
- ・雇用情勢は、改善の動きがみられる。
- ・消費者物価は、上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

##### (2) 県内

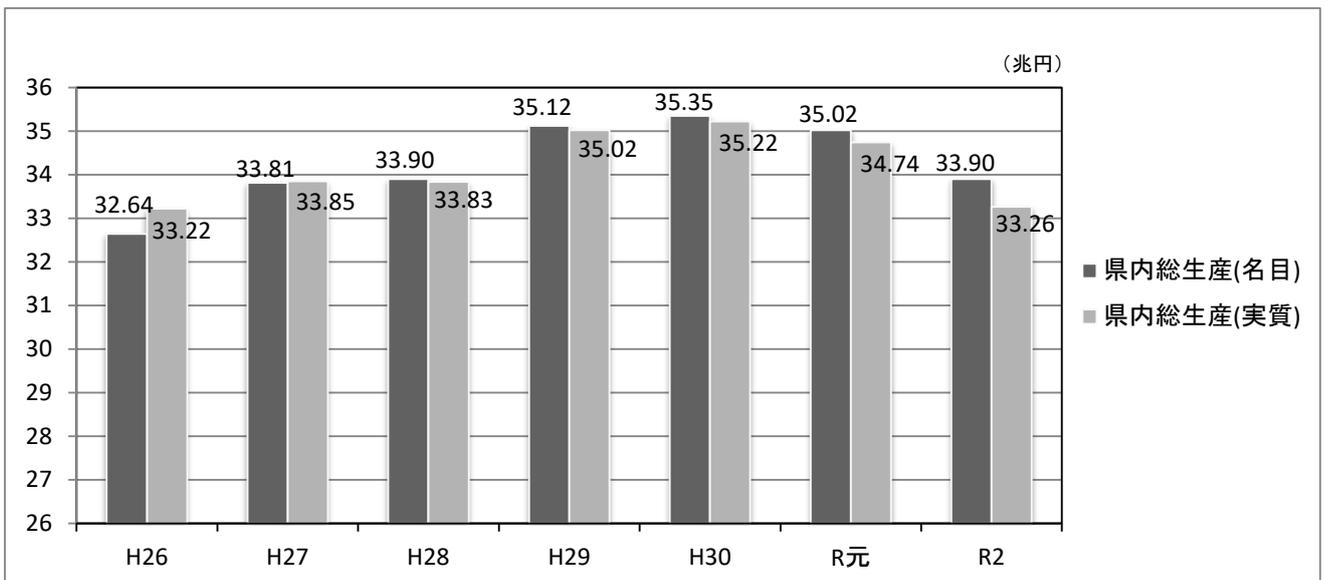
神奈川県金融経済概況（日本銀行横浜支店）令和5年9月8日発表

神奈川県の景気は、海外経済の回復ペース鈍化の影響などを受けつつも、緩やかに回復している。

- ・個人消費 一部に弱めの動きもみられるものの、回復している。
- ・設備投資 増加している。
- ・輸出 横ばい圏内の動きとなっている。
- ・生産 持ち直している。
- ・雇用・所得環境 持ち直している。

#### 2 経済動向

##### (1) 県内総生産の推移



資料：神奈川県「令和2年度県民経済計算」（令和5年4月28日）

## (2) 日本経済の見通し

(前年度比増減率、実質)

区 分	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (政府経済見通し)	2023年度 (7月試算)
国内総生産	2.5%	1.4%	1.5%	1.3%
設備投資	2.1%	3.1%	5.0%	3.0%

資料：内閣府「令和5（2023）年度 内閣府年央試算」（令和5年7月20日）

## (3) 神奈川県経済の見通し

(前年度比増減率、実質)

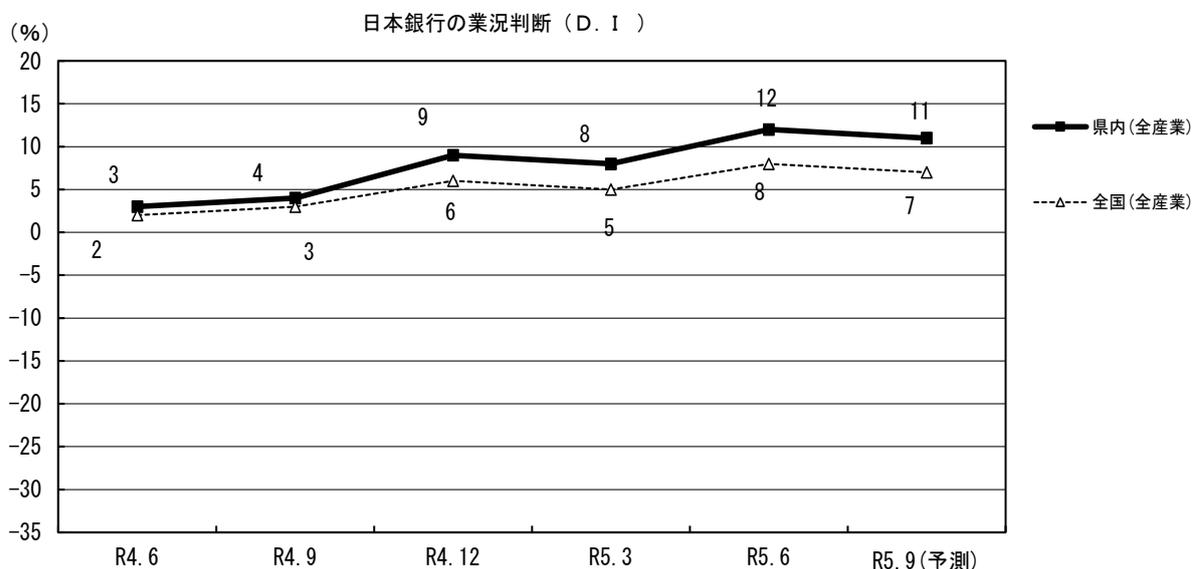
区 分	2021年度 (実績見込み)	2022年度 (実績見込み)	2023年度 (予測)	2024年度 (予測)
県内総生産	2.5%	1.6%	1.3%	1.5%
設備投資	1.3%	3.9%	2.8%	3.0%

資料：株式会社 浜銀総合研究所「2023年度・2024年度の神奈川県内経済見通し」（令和5年7月4日）

## 3 景気動向

### (1) 日本銀行

- ・ 県内の6月の全産業業況判断D.Iは、前回（令和5年3月）比で4ポイント上昇
- ・ 全国の6月の全産業業況判断D.Iは、前回（令和5年3月）比で3ポイント上昇



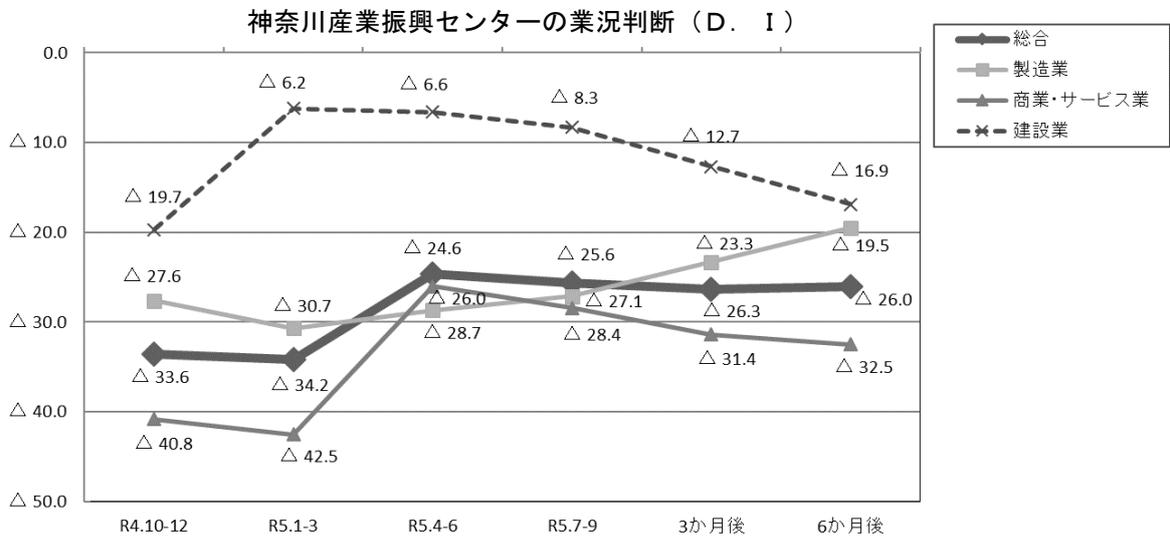
資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（令和5年7月3日）

日本銀行横浜支店「企業短期経済観測調査結果」（令和5年7月3日）

※ D.I (%)：「Diffusion Index」の略。業況判断指数（「良い」－「悪い」）の回答社数構成比。

(2) 公益財団法人 神奈川産業振興センター

県内の中小企業の今期(令和5年7月～9月期)の総合業況判断D.Iは、  
前期(令和5年4月～6月期)比で1ポイント低下



資料：公益財団法人 神奈川産業振興センター「中小企業景気動向調査」 (令和5年9月19日)

### (3) 企業倒産件数

県内の8月の倒産件数、負債総額は、ともに前月より増加

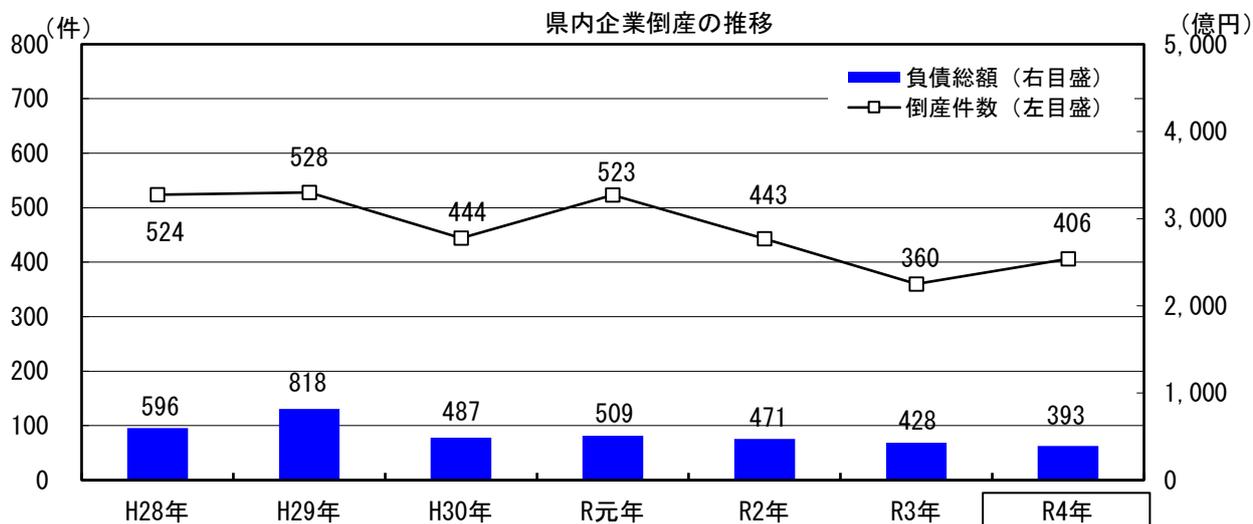
(単位：件、億円)

区 分		R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	(R4.8)	R2年	R3年	R4年
県内	件数	55	37	40	48	51	443	360	406
	負債総額	1,228	51	71	95	54	471	428	393
全国	件数	706	770	758	760	466	7,773	6,030	6,428
	負債総額	2,787	1,509	1,621	1083	909	12,200	11,507	23,314

資料：株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」（令和5年9月8日）

〃

横浜支店「神奈川県・企業倒産状況」（令和5年9月5日）



## 4 雇用情勢

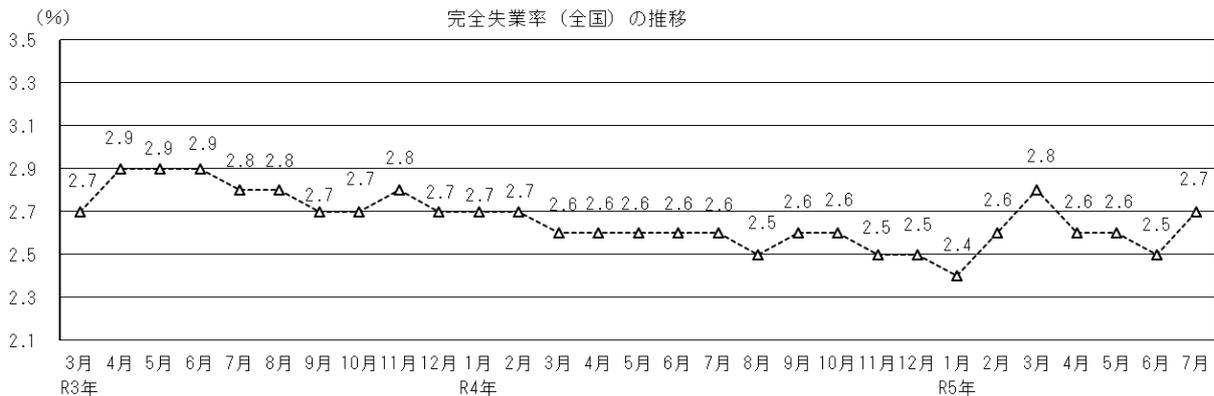
### (1) 完全失業率

全国の7月の完全失業率は、2.7%で前月比で0.2ポイント上昇

(単位：%)

区 分	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R2年	R3年	R4年
県 内		3.2		(-)	2.9	3.0	2.8
全 国	2.6	2.6	2.5	2.7	2.8	2.8	2.6

資料：総務省「労働力調査」（令和5年8月29日）※神奈川県の数値は、推計値（四半期平均）



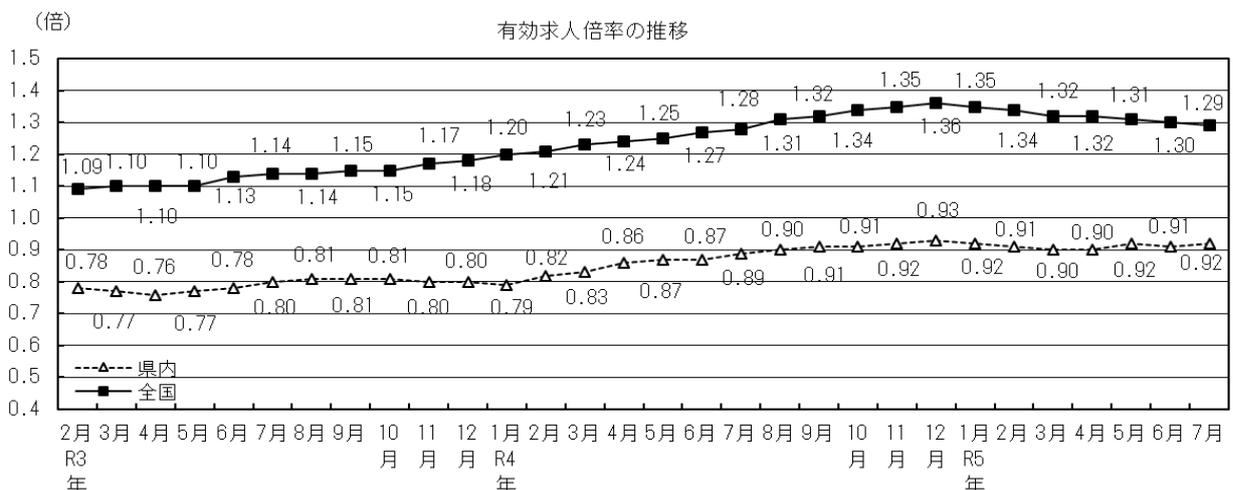
### (2) 有効求人倍率

県内の7月の有効求人倍率は、0.92倍で前月から0.01ポイント上昇

(単位：倍)

区 分	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R2年	R3年	R4年
県 内	0.90	0.92	0.91	0.92	0.87	0.79	0.87
全 国	1.32	1.31	1.30	1.29	1.18	1.13	1.28

資料：厚生労働省「一般職業紹介状況（季節調整値）」（令和5年8月29日）



### (3) 民間企業における障害者雇用状況

県内の令和4年6月の実雇用率は、2.20%で前年（令和3年）比では0.04ポイント上昇

区 分		H28.6	H29.6	H30.6	R元.6	R2.6	R3.6	R4.6
県内	実雇用率(%) ※1	1.87	1.92	2.01	2.09	2.13	2.16	2.20
	障害者数(人) ※2	19,925	21,040	22,801	24,105	24,910	25,332	25,478
	(実数)(人)	(16,539)	(17,621)	(18,921)	(20,160)	(21,016)	(21,629)	(21,816)
全国	実雇用率(%)	1.92	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20	2.25
	障害者数(人)	474,374	495,795	534,770	560,609	578,292	597,786	613,958
	(実数)(人)	(386,606)	(406,981)	(437,532)	(461,811)	(479,989)	(499,985)	(516,447)

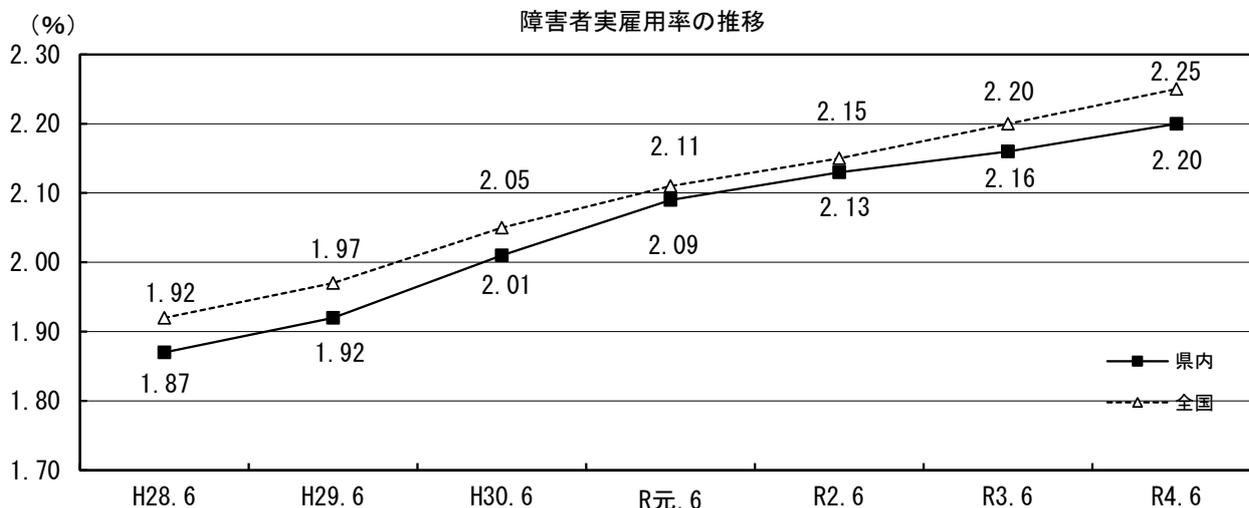
資料：神奈川県労働局 令和4年12月23日記者発表資料  
厚生労働省 令和4年12月23日記者発表資料

※1 実雇用率は、企業の主たる事務所所在地で集計したものである。

※2 障害者数とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、平成30年6月から令和4年6月の間は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。



## IV 神奈川版ライドシェア（案）の検討について

### (1) 検討経緯

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、社会経済活動の活性化やインバウンドの回復などに伴い、タクシー需要が増加する一方で、高齢化やコロナ禍などの要因により、タクシー運転手の急激な減少が進んでおり、昨今の人手不足からタクシー運転手を募集しても集まらない状況がみられる。

こうした中、一部の県内観光地等でタクシー不足が生じているとの指摘もあり、自家用車の活用など地域の移動ニーズへの対応策を検討する必要がある。

### (2) 現行制度の状況

#### ア 道路運送法における自家用有償旅客運送制度

道路運送法上、自家用自動車は、原則「有償で運送の用に供してはならない」とされているが、運送主体が市町村やNPO法人などの場合に限るなど、一定要件の下で、交通空白地等における地域住民及び観光客等の有償運送が可能とされている。

#### イ 国家戦略特区による規制緩和

アに記載の交通空白地等での観光客等の有償運送については、従前は道路運送法で許可されていなかったが、国家戦略特区を活用して規制緩和が認定された事例が県外で2地域ある。現在は、令和2年の道路運送法改正により、一定要件の下で、自家用自動車による観光客等の運送が可能となっている。

### (3) 検討の方向

タクシー不足は地域により状況が異なることや、利用者の安全確保のためにタクシー会社の協力が不可欠であることを踏まえ、「神奈川版ライドシェア（案）」として、タクシー需要に対して供給が足りないエリアや時間帯に限定し、一般ドライバーが自家用車を使って有償で乗客を運ぶことを想定した取組を検討する。

### <神奈川版ライドシェア（案）のポイント>

- タクシー会社による運行管理
- 時間帯、地域限定
- 一般ドライバー
  - ・ タクシー会社が面接の上登録・研修
  - ・ 利用者による評価制度
- 使用車両（自家用車）
  - ・ タクシー会社が車両を認定し、安全管理を実施
  - ・ ドライブレコーダーや配車アプリ、任意保険等を実装

※ 取組の実施に当たっては、道路運送法における自家用有償旅客運送や国家戦略特区制度の活用を検討

#### (4) 今後の取組

タクシー不足や地域の移動ニーズの現状について、タクシー会社や市町村などの関係者と意見交換を行い、課題の共有を行った上で、具体的な対応策を検討する。

また、検討に当たっては、政策局及び県土整備局が中心となり、国際文化観光局や産業労働局など関連局とともに進める。

## V 次期企業誘致施策について

### 1 趣旨

県では、令和元年11月から、県内経済の活性化と雇用の創出を目指し、企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」により企業立地支援に取り組んでいる。

「セレクト神奈川NEXT」は、今年度末で取組期間が終了することから、これまでの実績・評価とともに、市町村、経済団体、誘致企業等の意見等を踏まえた、次期企業誘致施策の検討状況について報告する。

### 2 「セレクト神奈川NEXT」の実績（令和5年8月31日現在）

#### (1) 誘致件数

区 分	大企業	中小企業	合 計 [ ] は県内再投資（内数）
企業立地支援事業	26件	70件	96件 [84件]
企業誘致促進賃料補助事業	1件	14件	15件 [2件]
小 計	27件	84件	111件 [86件]
ワンストップサービス	7件	54件	61件 [9件]
合 計	34件	138件	172件 [95件]

#### 【参考】 地域別立地件数

	横浜	川崎	相模原	横須賀 三浦	県央	湘南	県西	合計
セレクト神奈川 100	40件	18件	24件	5件	7件	15件	4件	113件
セレクト神奈川 NEXT	35件	11件	14件	8件	16件	21件	6件	111件

※ワンストップサービスを除く

#### (2) 経済的効果等（令和4年12月31日時点）

「セレクト神奈川NEXT」の支援制度を活用し、立地した事業所等による経済的効果等は次のとおりである。

##### 《調査の方法等》

調査方法：アンケート調査及び聞き取り（毎年12月に実施）

調査基準日：令和4年12月末日

調査対象事業所：基準日までに「セレクト神奈川NEXT」の支援制度を活用して事業に着手した事業所83件（大企業18件・中小企業65件）

回答事業所：83件（回答率100%）

ア 経済的効果（設備投資と操業における発注実績の合計）

事業所数	発注額 (累計)	うち県内企業への発注額 (累計)	
		うち県内企業への発注額 (累計)	県内割合
83件	2,189億2,000万円	1,181億4,100万円	54%

イ 雇用実績

事業所数	正社員数	正社員以外の社員数	合計
62件	4,590人	1,002人	5,592人

ウ 県税の増収効果

企業立地支援事業認定等を行った事業所の県税の増収影響額について、新規立地・再投資による増加従業者数等と課税実績を基として算定した。

税目	令和2～4年度（累計）
個人県民税	5,121万円
法人二税	2,313万円
不動産取得税	3,897万円
合計	1億1,331万円

3 県内市町村等からの主な意見

次期企業誘致施策の検討に当たって、令和4年10月に県内市町村等へアンケート調査を実施したところ、主な意見等は次のとおりである。

(1) 調査対象

- ・33市町村（回答：33市町村、回答率100%）
- ・37経済団体（回答：24団体、回答率65%）
- ・セレクト認定企業196社（回答：143社、回答率73%）

(2) 調査結果

ア 「セレクト神奈川NEXT」の評価

- ・「大いに評価する」・「評価する」  
市町村88%、経済団体79%、認定企業94%
- ・「あまり評価しない」・「評価しない」  
市町村0%、経済団体4%、認定企業1%
- ・「分からない」  
市町村12%、経済団体17%、認定企業5%

## イ 主な自由意見

### 【市町村】

- ・ 市外からの企業誘致や市内での規模拡張、また、それに伴う設備の更新・増設により、市内経済への波及や税収増の効果等が出ている。
- ・ 県内再投資も補助金の対象となり、市補助制度とも併用できるため、使い勝手がよい。
- ・ 脱炭素市場は今後も成長が見込まれ、社会実装も次々に普及していくことから、行政としても積極的に誘致したほうがよい。

### 【経済団体】

- ・ 地域を限定した補助金は、立地件数の少なかったエリアの魅力向上や、雇用の場の確保といった地域課題に資する取組であり、継続してほしい。

### 【セレクト認定企業】

- ・ 今後、県内で再投資を行う可能性があるため、制度を継続してほしい。
- ・ 機械化や省人化を進めながら従業員のスキル向上を図っているため、雇用人数要件を緩和し、制度を活用しやすくしてほしい。

## 4 セレクト神奈川NEXTの主な効果と課題

### <効果>

- ・ 「かながわグランドデザイン第3期実施計画」の目標「企業立地支援200件（令和元年度から令和4年度の累計）」を達成し、企業立地が進んだ。
- ・ 県内再投資について、企業立地支援事業では111件中86件の実績があることから、一定の効果があつた。
- ・ 地域偏在の解消について、対象産業を拡充した横須賀三浦地域及び県西地域の立地件数が増加したことから、一定の効果があつた。

### <課題>

- ・ 成長産業の集積の更なる促進、社会や企業の持続可能な発展、企業の生産性向上への対応、地域偏在の解消などの課題がある。

## 5 次期企業誘致施策の検討状況

次期企業誘致施策は、基本的には「セレクト神奈川NEXT」において効果のあつた新規立地及び県内再投資への支援を引き続き継続するとともに、「セレクト神奈川NEXT」での課題の対応策を検討していく。

### <例>

- ・ 今後成長が見込まれる「脱炭素関連産業」の対象産業への追加
- ・ 人口減少、労働力不足が進む中、生産性向上に取り組む企業動向を踏まえた雇用要件の緩和

- ・ 脱炭素社会の実現に向け、誘致企業に対する脱炭素の取組の促進
- ・ 企業立地件数の地域偏在解消に向けた取組

## 6 今後のスケジュール

- 令和5年12月 産業労働常任委員会において、次期企業誘致施策（素案）について報告
- 令和5年12月 次期企業誘致施策（素案）に係る県民意見募集及び市町村意見照会の実施
- 令和6年2月 産業労働常任委員会において、次期企業誘致施策（案）について報告
- 令和6年4月 次期企業誘致施策の開始

## 【参考】

### 1 セレクト神奈川NEXTの概要

取組期間	令和元年11月1日～令和6年3月31日
投資額要件	大企業 20億円以上／中小企業 5千万円以上
雇用要件	大企業 50名以上／中小企業 10名以上
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地促進補助金（補助率：大企業3% 中小企業6%）</li> <li>・税制措置（不動産取得税の2分の1軽減）</li> <li>・企業立地促進融資（中小・中堅企業（資本金10億円未満）に限る）</li> <li>・企業誘致促進賃料補助金</li> </ul>
対象産業	未病関連、ロボット関連、エネルギー関連、観光関連、先端素材関連、先端医療関連、IT/エレクトロニクス関連、輸送用機械器具関連、新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する医療・衛生製品関連、地域振興型産業
対象業種	製造業、電気業（発電所に限る）、情報通信業、卸売業（ファブレス企業に限る）、小売業（デューティーフリーショップに限る）、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業（旅館、ホテルに限る）、娯楽業（テーマパークに限る）

### 2 インベスト神奈川からの経済的効果

（設備投資と操業における発注実績の合計）（令和4年12月31日時点）

区 分	事業所数 ※1	発注額 (累計) ※2	うち県内企業への 発注額 (県内割合)
インベスト神奈川	80件	7兆3,500億2,600万円	2兆8,661億5,300万円 (39%)
インベスト神奈川 2nd ステップ	87件	1兆7,958億7,500万円	5,085億8,900万円 (28%)
セレクト神奈川100	109件	7,965億 200万円	3,888億 500万円 (49%)
セレクト神奈川 NEXT	83件	2,189億2,000万円	1,181億4,100万円 (54%)
合 計	359件	10兆1,613億2,300万円	3兆8,816億8,800万円 (38%)

※1 施設整備等助成制度、産業集積支援事業認定制度及び企業立地支援事業認定制度を適用した事業所数

※2 誘致事業所による設備投資と操業開始後10年までの発注実績の累計

## VI 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画の見直しについて

「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画」（以下「計画」という。）は、「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」（以下「条例」という。）第12条第1項に基づき、平成21年6月に策定し、平成24年4月、平成28年1月及び平成31年4月に改定を行った。

計画期間中における社会情勢の変化や、新たな経営課題等も踏まえ、中間見直しを行うこととしていることから、今年8月に神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会を開催し、次のとおり見直すこととした。

### 1 計画見直しの概要

#### (1) 社会情勢の変化等について

計画期間中における社会情勢の変化や新たな経営課題等（以下のア～キ）及び、それに対する県の取組等を追記した。

ア 少子高齢化、人口減少の加速

イ 新型コロナウイルス感染症の拡大

ウ 無利子・無担保融資の返済

エ 原油・原材料価格の高騰

オ 脱炭素、カーボンニュートラル、GX（グリーン・トランスフォーメーション）

カ DX（デジタル・トランスフォーメーション）

キ デジタル田園都市国家構想

#### (2) 新型コロナ・物価高騰対策事業について

計画策定後に生じた「新型コロナウイルス感染症拡大」「物価高騰」への対策として実施した事業を整理し、追記した。

#### (3) 数値目標について

ア 開業率

「開業」を、企業を設立するだけでなく、副業・兼業や士業、個人商店といった多様な事業のあり方・働き方を含めて、幅広くとらえることもできるため、そのような多様な「開業」のあり方も把握できる指標がないか検討していくこととした。

イ 黒字企業の割合

令和元年度までの実績を踏まえ、令和7年度までに50%とすることを引き続き目指すこととした。

また、令和2年度以降コロナ対策として実施された、様々な協力金・給付金等の影響により黒字となる企業が増えた場合、黒字企業の割合が企業の経営の実態と乖離する可能性があることに留意し、数値の推移を注視することとした。

(4) 取組の基本方向（中柱）、KPI、主な取組の見直しについて

これまでの実績・自己評価や社会情勢の変化等を踏まえ見直した。主な点は次のとおり。

大柱1 神奈川の未来を支える産業の振興	
中柱2 ロボット産業の育成	KPI：生活支援ロボットの導入施設数（累計）
	目標値を上方修正した。
中柱3 エネルギー産業の育成	KPI：HEMSや水素関連などの技術開発・製品開発に関する県の支援件数（累計）
	柱の名称を「脱炭素に関連する産業の育成」に変更した。 新たなKPI「脱炭素に資する新規プロジェクト件数」を設定した。 「主な取組」を現状に合わせて更新した。
中柱4 ベンチャーなどの創出・育成（創業・起業支援）	
	「主な取組」を現状に合わせて更新した。
中柱6 県内企業の海外展開支援や海外との経済交流の促進	
	「主な取組」に「食品・酒類等の海外販路開拓の促進」を追加した。

大柱3 生産性の向上を図る攻めの経営の促進	
中柱5 第四次産業革命による新たな産業構造への対応促進	KPI：(地独)神奈川県立産業技術総合研究所が実施するIoT技術導入支援件数(累計)
	KPIの名称を「デジタル技術支援」に変更した。それに合わせて「主な取組」の内容を更新した。

大柱5 地域の資源を生かし、経済を支える事業活動の促進
<p>中柱1 地域の資源を生かした産業振興</p> <p>KPI：地域産業資源活用事業計画の認定件数（累計）</p> <p>根拠法（中小企業地域資源活用促進法）が廃止され認定制度がなくなったため、新たなKPI「小田原箱根地方の木製品製造業従事者一人当たり生産額」を設定した。</p>
<p>中柱2 まちの賑わいを創出する商業・商店街の振興</p> <p>KPI：県内外から人を引きつけるために魅力を高める取組を行う商店街団体の数（年間）</p> <p>目標値を上方修正した。</p>
<p>中柱3 観光産業の振興</p> <p>KPI：観光消費額総額</p> <p>観光振興計画の改定に合わせて、2023年以降の目標値を設定した。</p>

大柱6 働き方改革の促進と人材の育成
<p>中柱1 働き方改革の促進</p> <p>KPI：働き方改革セミナー・相談会の参加企業数（累計）</p> <p>新たなKPI「働き方改革に関連するセミナーへの参加者数」を設定した。</p> <p>「主な取組」を現状に合わせて更新した。</p>
<p>中柱2 多様な人材の確保・育成（ダイバーシティ）</p> <p>KPI：人材の確保に関する充足感（年間）</p> <p>新たなKPI「県就業支援施設でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率」を設定した。</p> <p>「主な取組」を現状に合わせて更新した。</p>
<p>中柱3 専門人材の確保・育成</p> <p>今後重要となるデジタル人材の確保、副業・兼業について追記した。</p> <p>「主な取組」にリスキリングの支援を追加した。</p>

## 2 今後のスケジュール（予定）

令和5年9月 見直し後の計画案を常任委員会報告

10月 見直し後の計画を公表

### <別添参考資料>

- ・参考資料7 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画【第4期・見直し案】
- ・参考資料8 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画・評価報告書

## Ⅶ 神奈川県商店街活性化条例の見直しについて

平成 20 年 4 月 1 日に施行した「神奈川県商店街活性化条例」については、その附則において「知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定めていることから、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、所要の見直し手続を実施したので、その結果を報告する。

### ○ 条例の見直しの結果

条例名	見直し結果
神奈川県商店街活性化条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

条 例 名	神奈川県商店街活性化条例	
条 例 番 号	平成 19 年神奈川県条例第 80 号	
条 例 の 概 要	この条例は、商店街が地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、チェーン店、大型店をはじめ、すべての事業者がその事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加し、協力する機運を高めることにより商店街の活性化を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的として、事業者及び商店会の定義を明らかにするとともに、県の責務及び事業者の責務について定めるものである。	
見 直 し 結 果	必要性	商店街は、地域住民に消費生活の場を提供するとともに、地域コミュニティの中核として、重要な役割を果たすものであることから、すべての事業者が、その事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加・協力して商店街の活性化を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする本条例は、現在でも必要な条例である。
	有効性	本条例に基づき、商店街の活性化のために必要な取組が着実に進められ、また、事業者による取組の促進が図られており、有効に機能している。
	効率性	本条例に基づいて、県は市町村と連携して商店街の活性化を図るために必要な施策の推進に努めるなど、商店街の活性化に必要な取組を規定しており、現行の内容で効率的といえる。
	基本方針 適合性	本条例は「かながわグランドデザイン 基本構想」の政策の基本方向に適合している。
	適法性	本条例は、商店街の活性化を図り、県民生活の向上に寄与することを目的として、県や事業者の努力義務などを定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。
	結論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

## Ⅷ 「中小企業制度融資」について

### 1 融資実績

令和5年度（6月末）の融資実績は、361億円（対前年同期比118.9%、57億円増）となった。

この実績の増加は、金融機関の継続的な伴走支援により経営の改善を後押しする「伴走支援型特別融資」において、令和5年1月から要件を緩和したことで、令和5年度も引き続き多数の申込みがあったことによるものである。

（単位：億円）

区 分	令和3年度 (6月末)		令和4年度 (6月末)		令和5年度 (6月末)		R5-R4 増減額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
(新型コロナウイルス 経営安定型資金 （新型コロナウイルス感染症対応資金を含む））	経営安定資金 （新型コロナウイルス感染症対応資金を含む）	2,359	516	321	81	218	51	△ 30
	新型コロナウイルス関連融資 （新型コロナウイルス感染症対応資金を含む）	2,305	501	205	44	96	22	△ 21
	売上・利益減少対策融資 【新型コロナウイルス要件】	65	17	87	22	1	0	△ 22
	セーフティネット保証5号	106	31	-	-	-	-	-
	新型コロナウイルス対策特別融資 （4号別枠）	122	34	118	21	88	20	△ 1
	新型コロナウイルス対策特別融資 （危機関連保証別枠）	264	51	-	-	-	-	-
	新型コロナウイルス感染症対応資金	1,748	365	-	-	-	-	-
	事業再生サポート融資（感染症対応枠）	0	0	0	0	7	1	1
	売上・利益減少対策融資（新型コロナウイルス要件を除く）	41	11	61	17	93	21	3
	売上利益減少対策融資	41	11	30	8	23	3	△ 4
	原油・原材料高騰等対策特別融資	-	-	31	8	70	17	8
	セーフティネット保証5号 （新型コロナウイルス関連を除く）	0	0	33	13	11	2	△ 10
	借換支援融資	10	2	15	4	14	4	0
	条件変更改善借換融資	0	0	0	0	0	0	0
	リターンアシスト長期保証融資	1	0	5	2	2	0	△ 1
	その他	2	0	2	0	2	0	0
	体質強化型資金	小口零細企業保証資金	186	9	329	16	425	20
小規模事業資金		128	15	168	18	227	24	6
事業振興資金		176	35	908	172	1,024	240	68
新型コロナウイルス関連融資		62	10	706	127	812	187	60
コロナ新事業展開対策融資		17	2	361	50	154	18	△ 32
コロナ・災害対策支援融資		1	0	1	0	-	-	皆減
伴走支援型特別融資		44	7	344	76	658	169	93
生産性向上支援融資		4	1	9	3	7	3	0
その他	110	23	193	41	205	49	8	
ライフステージ別 政策連動型資金	ライフステージ別資金	159	12	202	15	311	24	8
	（創業期・拡大期）創業支援融資等	157	11	201	14	308	23	8
	（再生期）事業承継関連融資	2	0	1	0	3	1	0
	政策連動資金	1	0	2	0	1	0	0
合 計	3,009	590	1,930	304	2,206	361	57	

- ※ 令和5年度（6月末）実績は対前年同期比で、件数が114.3%、金額が118.9%となった。
- ※ 各融資メニューの金額は億円未満の端数を切捨て。
- ※ 端数処理の関係で、資金ごとの合計金額の計と「合計」欄の金額が一致しない場合がある。

## 2 新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける県内中小企業者への支援

### (1) 新型コロナウイルス関連融資の拡充等

令和3年4月1日から、新型コロナウイルス感染症による事業活動の影響から脱却するため、新たな事業展開や経営の改善を後押しする「コロナ新事業展開対策融資」及び「伴走支援型特別融資」を実施するとともに、同年7月1日からは、信用保証料負担を最大ゼロに引き下げ、中小企業者等への金融支援を強化し、実施した。

令和4年度は、令和3年度に引き続き、「コロナ新事業展開対策融資」及び「伴走支援型特別融資」を実施した。さらに、信用保証料補助を同年10月17日から令和5年2月28日まで拡充し、令和3年度と同様に信用保証料を最大ゼロに引き下げ、「伴走支援型特別融資」については、「ゼロゼロ融資」等からの借換需要に対応するため、令和5年1月から借換要件等を緩和した。

### (2) 新型コロナウイルス関連の融資実績（令和2年2月～令和5年8月）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業の資金繰り支援のため、金利と信用保証料負担を軽減した新型コロナウイルス関連融資の実績は、令和5年8月末までに49,849件、1兆615億円となった。

#### 【新型コロナウイルス関連融資実績（令和2年2月～令和5年8月末）】

(単位：億円)

融資メニュー	件数	金額
コロナ新事業展開対策融資	3,114	441
コロナ・災害対策支援融資	6	2
伴走支援型特別融資	4,734	1,133
事業再生サポート融資（感染症対応枠）	14	4
売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】	1,026	274
セーフティネット保証5号	1,104	374
新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）	3,177	978
新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証別枠）	3,674	1,276
新型コロナウイルス感染症対応資金	33,000	6,128
計	49,849	10,615

※ 各融資メニューの金額は億円未満の端数を切捨て。

※ 端数処理の関係で、融資ごとの金額の計と「合計」欄の金額が一致しない場合がある。

### 3 ウクライナ情勢・原油価格上昇等の対応

#### (1) これまでの経過

原油価格の上昇により影響を受けた中小企業・小規模事業者（以下、中小企業）に対する支援として、

- ・ 令和3年11月10日から、金融課及び（公財）神奈川産業振興センター等に「原油価格上昇に関する特別相談窓口」を設置
- ・ 令和4年2月25日に、国の動きと歩調を合わせて、「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」に拡充
- ・ 同年3月9日には原油価格・物価高騰等に直面する中小企業を対象とした「原油・原材料高騰等対策特別融資」を新設
- ・ 同年7月25日から12月28日までの間、「原油・原材料高騰等対策特別融資」の信用保証料補助を拡充し、中小企業が負担する信用保証料をゼロとするため、6月補正予算に約9.3億円を計上。その後追加予算措置を行い、計63.1億円計上

#### (2) 「原油・原材料高騰等対策特別融資」の融資実績（8月末時点）

（単位：億円）

年 月	件 数	金 額
令和4年3月～7月	94	28
8月	628	175
9月	1,017	270
10月	682	153
11月	751	182
12月	1,141	269
令和5年1月	380	88
2月	33	8
3月	24	4
4月	13	3
5月	27	6
6月	30	7
7月	36	8
8月	31	6
合 計	4,887	1,214

※ 各月の金額は億円未満の端数を切捨て。

※ 端数処理の関係で、各月の融資金額の計と「合計」欄の金額が一致しない場合がある。

※ 保証料ゼロの保証承諾実績は、4,673件、1,162億円。

## Ⅸ 神奈川県職業能力開発計画の取組について

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、2023(令和 5)年 1 月に「第 11 次神奈川県職業能力開発計画（計画期間：2022(令和 4)年度～2025(令和 7)年度）」を策定し、産業人材の育成に取り組んでいる。

○ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）（抄）

（都道府県職業能力開発計画等）

第 7 条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2～5 （略）

### 1 第 11 次神奈川県職業能力開発計画で掲げている基本理念と取組の視点

#### (1) 基本理念

人生 100 歳時代において、若年者、中高年齢者、女性、障がい者に加え、新たな労働の担い手である外国人材など、働く意欲のあるすべての人が、その能力を発揮して生き生きと働くことができるよう、職業能力開発を通じて各人の職業能力を高めるとともに、地域の産業を支える人材を育成し、一人ひとりが輝きながら働くことができる神奈川の実現を目指す。

#### (2) 取組の視点

本県の職業能力開発を取り巻く環境を踏まえ、次の視点を考慮しながら、職業能力開発施策を総合的かつ計画的に展開する。

また、国の「第 11 次職業能力開発基本計画」を踏まえ、国等と一体的に職業能力開発施策を推進する。

ア 産業構造のサービス経済化や技術革新の進展を見据え、専門人材やデジタル技術を活用できる人材、また人手不足となっている分野など、産業界や地域のニーズを踏まえた職業訓練を実施することで、これからの神奈川の産業を中長期的に見据えた人材育成を行う。

イ 働く意欲のある多様な人材が自らの能力を高め、能力を有効に発揮できるよう、労働市場の変化に対応した離職者訓練を行うとともに、職業能力開発の機会に恵まれにくい者に対して重点的に支援する。

ウ 人生 100 歳時代における職業人生の長期化、多様化を見据え、県民

一人ひとりが主体的にキャリアを形成していくことを支援するため、キャリアコンサルティングなどを推進する。

エ 持続的な経済成長を続けるため、ものづくり分野などの高度な技能労働者の育成を支援するとともに、若者や女性等幅広い世代に優れた技術・技能に触れる機会の提供等を行い、ものづくりを志す人材を増やす。

オ ICT の普及拡大や働き方改革の取組の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に対応したオンラインによる職業訓練を推進するなど、職業能力開発の環境及び就業支援を充実する。

## 2 第11次神奈川県職業能力開発計画の施策体系

職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項（施策体系）は以下のとおりである。

実施目標	取組の方向性
I 産業を支える人材育成	(1) IT人材の育成強化
	(2) ITや新たな技術を活用した職業訓練
	(3) 中小企業や産業界が求める人材育成の強化
	(4) 人手不足分野における職業訓練等の実施
II 多様な人材の活躍促進に向けた職業能力開発の推進	(1) 若者の職業能力開発
	(2) 非正規雇用労働者等の職業能力開発
	(3) 女性の職業能力開発
	(4) 障がい者の職業能力開発
	(5) 中高年齢者の職業能力開発
	(6) 外国人材の職業能力開発
	(7) その他特別な支援を必要とする者の職業能力開発
III 職業生活を通じたキャリア形成支援	(1) キャリアコンサルティングの推進
	(2) 在職者のリスキリング <sup>(注)</sup> などの支援
	(3) 学校教育と連携したキャリア教育
IV ものづくり産業の持続的発展と技能の振興	(1) ものづくりの分野等の高度な技能労働者の育成支援
	(2) 技能への関心の向上・技能人材の裾野拡大
V 人材育成支援体制の充実強化	(1) 民間との連携強化
	(2) 多様な主体との連携・協力による人材育成の推進
	(3) 公共職業訓練の充実

(注) 今後新たに発生する業務で必要とされる知識やスキルを習得するための学び直しなど、職業能力を再開発・再教育すること。

### 3 数値目標及び実績並びに達成率（令和4年度）

実施目標の達成度を測る象徴的な数値目標を設定し、毎年度の評価を行う。

評価に当たっては、5つの実施目標ごとに設定した数値目標について、達成状況を検証していく。

#### (1) 実施目標Ⅰ 産業を支える人材育成

産業構造の変化や技術革新の進展を見据え、産業振興のために求められる専門人材やデジタル技術を活用できる人材等の戦略的な育成を図る。これに必要な新たなカリキュラムについて検討・開発を行い、総合職業技術校等において、毎年度2コースの訓練を実施することを数値目標とした。

##### ○ 新たに実施する求職者訓練及び在職者訓練のコース数

年 度	2021（令和3）	2022（令和4）	2023（令和5）
目 標（コース）	—（注1）	2	2
実 績（コース）	0（注2）	0（注2）	
達成率（%）	—（注1）	0	

（注）1 2021（令和3）年度は、新型コロナウイルス感染症の対応のため、第11次神奈川県職業能力開発計画の策定が延期となり、2021（令和3）年度を計画期間とする職業能力開発計画が不存在であったため、目標及び達成率は記載していない。（以下、同様とする）

2 2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度は、前年度の2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度に新型コロナウイルス感染症の対応のために事業の一部を休止したことに伴い、新たなカリキュラム開発及び訓練を実施していない。

#### (2) 実施目標Ⅱ 多様な人材の活躍促進に向けた職業能力開発の推進

労働市場の変化に対応した離職者訓練を行うとともに、若者や女性、障がい者、中高年齢者、外国人材などの就労を希望する者が生涯を通じて職業能力を発揮して活躍できるように職業能力開発の機会を提供し、就労を支援する。

その成果としての就職率が重要であることから、県立の総合職業技術校等における訓練と、民間教育訓練機関等への委託する訓練における修了者の3か月後の就職率を数値目標とした。

○ 総合職業技術校における修了者の3か月後の就職率

年 度	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
目 標 (%)	—	94.0	95.0
実 績 (%)	93.2	93.2	
達成率 (%)	—	99.1	

○ 民間教育訓練機関等への委託訓練における修了者の3か月後の就職率

年 度	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
目 標 (%)	—	72.0	73.0
実 績 (%)	70.6	77.0	
達成率 (%)	—	106.9	

(3) 実施目標Ⅲ 職業生活を通じたキャリア形成支援

人生100歳時代における職業人生の長期化、多様化を見据えた、労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、キャリアコンサルティングなどを推進する。さらに将来の産業を担う人材として、中・高等学校等の教育訓練機関との連携をさらに強めることが重要であるため、総合職業技術校や産業技術短期大学の施設を活用して実施する「ものづくり体験」の参加者数を数値目標とした。なお、毎年100人ずつ増やし、2025(令和7)年度には、2,200人とした。

○ ものづくり体験の参加者数

年 度	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
目 標 (人)	—	1,900	2,000
実 績 (人)	1,289	1,757	
達成率 (%)	—	92.5	

(4) 実施目標Ⅳ ものづくり産業の持続的発展と技能の振興

少子高齢化の進行により若年層の減少が現実のものとなる中、持続的な経済成長を続けるため、ものづくり分野等の高度な技能労働者の育成を支援するとともに、幅広い世代に対して技能への関心を高め、技能人材の裾野拡大を図る。

技能検定試験に係る周知活動を強化することが重要であるため、技能検定(特級・1級～3級、単一等級)受検者の合計数を数値目標とした。

なお、コロナ禍で減少した受検者数を、それ以前の水準に近づけられるよう 2021（令和 3）年度実績の約 1％にあたる 50 人ずつ毎年度増加させることとした。

○ 技能検定の受検者数

年 度	2021（令和 3）	2022（令和 4）	2023（令和 5）
目 標（人）	—	5,500	5,550
実 績（人）	5,473	4,911	
達成率（％）	—	89.3	

(5) 実施目標 V 人材育成支援体制の充実強化

ICT の普及拡大や働き方改革の取組の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に対応したオンラインによる職業訓練や公共と民間の連携による訓練カリキュラム等の開発を推進する。

また、障がい者の職業能力開発を支援するため、一般職業能力開発施設へ受け入れるなど、職業能力開発の環境及び就業支援を充実させる。

訓練コースの検証・見直しや訓練の質を検証するため、総合職業技術校等の修了後アンケート調査における満足度を数値目標とした。なお、各校で学んだことに対して「満足」「やや満足」と回答した者の割合（満足度）を毎年度 1％ずつ段階的に向上させ、2025（令和 7）年度には 85.0％とすることとした。

○ 総合職業技術校等の修了生の満足度（平均）

年 度	2021（令和 3）	2022（令和 4）	2023（令和 5）
目 標（％）	—	82.0	83.0
実 績（％）	81.2	81.5	
達成率（％）	—	99.4	

4 今後の取組

第 11 次神奈川県職業能力開発計画に掲げた 5 つの実施目標について、当該年度の数値目標の達成状況や事業の進捗状況を把握し、検証を行っていく。

検証は、毎年度終了後、県自ら実施するほか、神奈川県職業能力開発審議会において実施し、その結果を施策に反映するように努めていく。

さらに、第 11 次神奈川県職業能力開発計画に位置づけられた事業の改善等に取り組むなど、より効果的な職業能力開発施策を推進していく。